

○財
林務省、
環境省、
農林水産省、
厚生労働省、
経済産業省、
告示第十一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和二年九月三日

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。)